岩手県告示第519号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第３項の規定により、盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業の換地処分をした旨盛岡市長から届出があった。

令和８年９月25日

岩手県知事　達　増　拓　也